

(別記)

令和2年度群馬県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の水田率は約4割と低く、米の農業産出額は全体の1割程度であり、約8割は野菜や畜産の経営となっている。

水田は標高10～1,000mの間に幅広く分布し、平坦地域では主に米麦二毛作、中山間地域では良食味米生産等、地域条件を活かした水田農業が展開されている。

主食用米の恒常的な需要減少や生産者の高齢化・担い手不足等の課題がある一方で、米政策の見直しにより生産者や集荷業者・団体等が主体的に需要に応じた生産に取り組む必要があり、二毛作による水田フル活用の推進が最重要課題となっている。

2 作物ごとの取組方針等

二毛作による水田フル活用や低コスト・省力化生産、高収益作物の作付拡大等に取り組み、水田農業の収益力向上を図っていく。

(1) 主食用米

平坦地においては、「あさひの夢」や「ゆめまつり」等の米麦二毛作に適した品種や新たな認定品種「いなほっこり」について、関係機関・団体等と連携しながら作付けを推進する。また、播種前契約や複数年契約等について検討を進め、安定生産を図っていく。

中山間地においては、良食味米のブランド化や特別栽培の取組等、地域の創意工夫による付加価値の高い米づくりを推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米品種から多収品種の取組に転換を図るとともに、土地利用集積等により、低コスト・多収生産を推進する。また、飼料用米の安定生産・供給のため、複数年契約の取組を推進するほか、耕畜連携による資源循環等の取組を推進する。

イ 米粉用米

主食用米品種から多収品種の取組に転換を図るとともに、土地利用集積等により、低コスト・多収生産を推進する。また、米粉用米の安定生産・供給のため、複数年契約の取組を推進する。

ウ 新市場開拓用米

二毛作や土地利用集積、GAPの取組を推進しつつ、需要に応じた生産を行う。

エ WCS用稲

耕種農家と畜産農家のマッチングやコントラクター組織の育成を推進し、団地化や土地利用集積によりコスト削減を図る。また、二毛作や耕畜連携の取組を推進する。

オ 加工用米

実需者との結びつきを維持しつつ、主食用米の需給安定のため、作付可能な地域において、需要に応じた生産を推進する。また、二毛作や土地利用集積、GAPの取組を推進する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

本県における主要な水田営農モデルとして、これらの作物と新規需要米等との二毛作を推進し、収益の向上を図る。

麦については、実需者ニーズに対応した品質と生産量の確保を推進する。また、収量・品質の安定化を図るため、排水対策、施肥管理および病虫害防除等の徹底、GAPの取組等を重点的に実施する。

大豆については、契約栽培を基本とし、作付面積の維持と担い手への農地集積を図るとともに、新たに奨励品種となった「里のほほえみ」の、種子確保や栽培技術対策の確立を進める。

飼料作物については、国産自給飼料の確保のため、作付可能なほ場において生産を行い、耕畜連携による資源循環等の取組、飼料用とうもろこしの作付拡大を推進する。

(4) そば、なたね

実需者との契約に基づく生産を推進するとともに、品質向上と安定生産を図るため、排水対策や適期収穫等を推進する。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

野菜、花き、こんにゃくに対して産地交付金を活用し、生産振興を図っていく。

・野菜

きゅうり、トマト、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン（未成熟とうもろこし）、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい（「野菜王国・ぐんま推進計画」（令和2年3月）における重点品目等）

・花き

スプレーギク、コギク（「群馬県花き振興計画」（令和2年3月））

・こんにゃく

(6) 畑地化の推進

畑作物の本作化を進めるため、畑地化が可能な地域に対して推進していく。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	13,600	14,516	14,516
飼料用米	1,003	2,000	2,000
米粉用米	337	342	342

新市場開拓用米	14	14	14
WCS用稲	528	600	600
加工用米	1,473	1,495	1,495
備蓄米	114	120	120
麦	7,030	7,040	7,040
大豆	156	157	157
飼料作物	2,450	2,460	2,460
そば	75	76	76
なたね	3	3	3
その他地域振興作物	1,586	1,596	1,596

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦	品質向上助成	1等比率	48%	(2020年度) 70%
2	大豆	品質向上助成	普通大豆 1等比率	10%	(2020年度) 15%
3	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米）、新市場開拓用米	二毛作助成	取組面積	5,621ha	(2020年度) 5,690ha
4	飼料作物、飼料用米、WCS用稲	耕畜連携助成	取組面積	497ha	(2020年度) 550ha
5	野菜、花き、こんにゃく	地域振興作物助成	取組面積	677ha	(2020年度) 680ha
6	加工用米、新市場開拓用米	生産性向上助成	作付面積	1,487ha	(2020年度) 1,495ha
7	飼料用とうもろこし	生産性向上助成	作付面積	317ha	(2020年度) 330ha
8	飼料用米 米粉用米	複数年契約の取組	取組面積	—	(2020年度) 670ha
9	そば なたね	作付けの取組	取組面積	21ha	(2020年度) 21.5ha
10	新市場開拓用米	作付けの取組	作付面積	14ha	(2020年度) 14ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください

い。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

群馬県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
群馬県 (①)	1,079,493,000	1,079,493,000	1,079,493,000
地域農業再生協議会合計 (②)			
〇〇協議会			
△△協議会			
□□協議会			
合計 (①+②)	1,079,493,000	1,079,493,000	1,079,493,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考)国からの配分枠

	配分枠 (A+B)	
	当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	1,079,493,000	1,079,493,000

3. 活用方法

配分枠

1,079,493,000 円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他			畑地化
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米											
1	麦の品質向上助成	1	1,700	152,050																152,050	25,848,500
1	麦の品質向上助成	2	1,700	354,850																354,850	60,324,500
2	大豆の品質向上助成	1	5,000		9,000															9,000	4,500,000
3	二毛作助成(二毛作)	2	15,000	466,100	250	11,600				84,100	750									562,800	844,200,000
4	耕畜連携助成(耕畜連携)	3	13,000			100		24,600	25,200											49,900	64,870,000
5	地域振興作物助成	1	10,000										61,350	300				7,100		68,750	68,750,000
6	加工用米・新市場開拓用米の生産性向上助成	1	2,000						44,000	250										44,250	8,850,000
7	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	1	5,000			4,300														4,300	2,150,000
8	複数年契約の取組	1	12,000				0	0												0	0
9	そば、なたねの作付けの取組	1	20,000								0	0								0	0
10	新市場開拓用米の作付けの取組	1	20,000							0										0	0
合計(基幹)※4			実面積	152,050	9,000	4,300	#REF!	24,600	25,200	44,000	250	0	0	61,350	300			7,100	#REF!	#REF!	※6
合計(二毛作)※4			実面積	466,100	250	11,600				84,100	750		0							562,800	1,079,493,000

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- 1 「転換作物拡大加算」および「留保額の解除分」の追加配分を受けた場合
整理番号1に対して、10,000円/10aを上限に単価を充当する。充当単価は次の計算式で算定する。
充当単価＝当該配分の合計額/整理番号1の計画面積
※転換作物拡大加算が減額となった場合
転換作物拡大加算と留保分を相殺し、差額分を整理番号1に対して充当する。充当の考え方は上記と同様とする。
- 2 「高収益作物等拡大加算」の追加配分を受けた場合
当該配分額を整理番号5～7の所要額(計画単価×計画面積)の比率で按分し、各取組に充当する。充当単価は次の計算式で算定する。
充当単価＝当該配分額/当該計画面積
※高収益作物拡大加算が減額となった場合
当該減額分を整理番号5～7の計画単価から減額し、単価調整を行う。上記と同様の比率による按分で減額を行う。減額単価は次の計算式で算定する。
減額単価＝当該減額分/当該計画面積

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 1 整理番号8～10(地域の取組に応じた追加配分の取組)のいずれも所要額が配分枠を超過せず、整理番号1～7で所要額が配分枠を超過した場合
次の単価調整係数(小数点第5位以下切り捨て)を用いて、整理番号1～7の単価を一律に減額調整する。
単価調整係数＝配分枠【整理番号1～7の(計画単価×計画面積)の合計】/所要額【整理番号1～7の(計画単価×助成対象面積)の合計】
調整後単価＝計画単価×単価調整係数
- 2 整理番号8～10(地域の取組に応じた追加配分の取組)のいずれかまたは全てで所要額が配分枠を超過した場合
①まず、整理番号9～12の不足額について、整理番号1～7の合計配分額から流用し、整理番号8～10に対して計画単価のとおりに交付できるようにする。

②次に、整理番号1～7の取組について
(ア)整理番号1～7の合計所要額が配分枠を上回っている場合
次の単価調整係数(小数点第5位以下切り捨て)を用いて、単価を一律に減額調整する。
単価調整係数＝配分枠【整理番号1～7の(計画単価×計画面積)の合計－(整理番号8～10への流用額)】/所要額【整理番号1～7の(計画単価×助成対象面積)の合計】
調整後単価＝計画単価×単価調整係数

(イ)整理番号1～7の合計所要額が配分枠を下回っている場合
調整なし

6. 高収益作物について

こんにゃく

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県	整理番号	1		
使途名	麦の品質向上助成				
対象作物	麦(基幹作)(二毛作)				
単 価	1,700円/10a以内(追加配分額に応じて10,000円/10aを上限として単価を増額調整する。)				
課 題	<p>麦生産においては、品質向上や安定供給などの需要者ニーズに対応していく必要がある。2019年度は凍霜害や収穫期の降雨の影響等により、外観品質が低下し、麦1等比率は48%と目標値を下回った。収益確保のためには外観品質の向上(1等比率の向上)が最重要課題であり、施肥や病害虫防除等の栽培管理技術の徹底やGAPの取組を徹底していく必要がある。実情を踏まえて目標を下方修正し、2020年度の達成に向けて、引き続き取組を推進していく。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	農産物検査における1等比率	目標 —	—	70%	70%
	実績	46%	66%	48%	—
内 容	水田における麦生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。				
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 ②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用麦生産者を含む) ③以下の担い手であること <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体のいずれか <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること</p> <p>3 取組要件(以下のすべての要件を満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①麦類を4ha以上生産していること ②GAPの取組を行うこと ③赤かび病防除を実施すること ④以下のいずれかの取組を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・小麦: ①追肥の実施または緩効性成分入りの肥料の基肥散布、②排水対策の実施(排水溝・明渠・暗渠等の設置、溝掘り、心土破碎等) ・大麦: 排水対策の実施(同上) 				
取組の確認方法	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じる。なお、自家加工の生産者の場合は、自家加工販売計画書(要綱様式第9-4号)により確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プラン等により行う。 <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、水田台帳により確認する。 <p>3 取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。 ・GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。 ・赤かび病防除の確認は、作業日誌及び薬剤購入伝票により行う。 作業委託(無人ヘリコプター等)による防除の場合は、作業日誌及び作業委託契約書(申込書等)により確認する。 ・追肥、緩効性成分入りの基肥散布の確認は、作業日誌及び肥料購入伝票により行う。 ・排水対策の確認は、作業日誌、現地確認等により行う。 				
成果等の確認方法	2020年12月末までに、農産物検査結果により確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県	整理番号	2		
使途名	大豆の品質向上助成				
対象作物	大豆(基幹作)				
単 価	5,000円/10a以内				
課 題	大豆生産においては、近年の天候不順等により品質(農産物検査等級)の低下が顕著であり、品質向上が課題となっている。 2019年度は、台風19号による降雨等の影響で外観品質が低下し、大豆1等比率は10%と目標値を下回った。実情を踏まえて目標値を下方修正し、2020年度の目標達成に向けて、引き続き取組を推進していく。				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	農産物検査における 普通大豆1等比率	目標 実績	— 1%	— 8%	15% 10%
内 容	水田における大豆生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。				
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <p>①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農</p> <p>②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用大豆生産者を含む)</p> <p>③以下の担い手であること 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体のいずれか</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること</p> <p>3 取組要件(以下のすべての要件を満たすこと)</p> <p>①大豆を2ha以上生産していること</p> <p>②GAPに取り組むこと</p>				
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者</p> <p>・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じる。なお、自家加工用の生産者の場合は、自家加工販売計画書(要綱様式第9-4号)により確認する。</p> <p>・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プラン等により行う。</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・営農計画書、水田台帳により確認する。</p> <p>3 取組要件</p> <p>・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。</p> <p>・GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。</p>				
成果等の 確認方法	2021年1月末までに農産物検査結果により確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県	整理番号	3			
使途名	二毛作助成					
対象作物	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)、新市場開拓用米(いずれも二毛作)					
単 価	15,000円/10a以内					
課 題	<p>本県は、冬期の多日照や排水良好の水田が多い等の条件を活かし、米麦を基幹とする二毛作が行われている。水田フル活用による収益力向上のため、二毛作をさらに推進していく必要がある。2019年度の目標達成度は99%とほぼ目標どおりの達成状況であるが、生産者の高齢化等により実績面積は減少傾向である。そのため、実情を踏まえて目標を下方修正するとともに、2020年度の達成に向けて、引き続き取組を推進していく。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	取組面積	目 標	—	5,670ha	5,687ha	5,690ha
		実 績	5,662ha	5,677ha	5,621ha	—
内 容	水田において、当年産で「主食用米(備蓄米を含む)と対象作物」または「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行う場合、以下の要件を満たす、二毛作の取組に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下の要件をすべて満たすこと)</p> <p>①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること</p> <p>②需要者と出荷・販売契約を締結していること(販売目的の自家加工用の麦、大豆の生産者を含む)</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること</p> <p>3 対象作物(各作物において以下の要件を満たし、当該年度内に収穫・出荷・販売を行い、二毛作として作付していること)</p> <p>(1)麦</p> <p>農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。</p> <p>(2)大豆</p> <p>農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること。</p> <p>(3)飼料作物</p> <p>需要者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。</p> <p>(4)飼料用米、米粉用米</p> <p>新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第4の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項)の認定を受けていること。</p> <p>また、飼料用米については、経営所得安定対策要綱別紙13の2の(3)により、生産性向上(コスト低減)のため、以下の取組のうち一つ以上に取り組むこと。</p> <p>○飼料用米の生産性向上のための課題に対する取組</p> <p>①密播、疎植栽培等の取組による移植苗箱数の削減</p> <p>②堆肥等の利用による肥料費の削減</p>					

	<p>③ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減</p> <p>④適切な施肥管理による収量向上(地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種別適正基肥量の確保又は追肥の実施 <p>⑤立毛乾燥による乾燥・調製費削減</p> <p>(5)WCS用稲 新規需要米取組計画の認定を受けていること。</p> <p>(6)加工用米 加工用米取組計画(要領別紙1の第5)の認定又は加工用米出荷契約(要領別紙1の第6)を締結していること。</p> <p>(7)新市場開拓用米 新規需要米取組計画の認定を受けていること。</p> <p>(注)麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(要綱様式第9-4号)を作成すること。 直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。</p> <p>(留意事項)</p> <p>①戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に取り組む場合は、営農計画書において、農業者が二毛作として生産する戦略作物、作付面積を申告すること。</p> <p>②それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合においても、いずれか一方(戦略作物助成の対象とならない方)が二毛作助成の対象となるため、関係者間で調整の上、営農計画書を提出すること。</p>
<p>取組の確認方法</p>	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に基づき確認する。 <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳、営農計画書により確認する。 <p>3 助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書及び出荷販売契約書(全作物に共通)、新規需要米取組計画(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米の場合)、加工用米取組計画(加工用米の場合)、利用供給協定または自家利用計画(いずれも飼料作物の場合)により確認する。 ・飼料用米の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、資材等購入伝票等) ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。
<p>成果等の確認方法</p>	<p>2020年12月末までに、支払対象面積の集計により確認する。</p>
<p>備考</p>	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県	整理番号	4			
使途名	耕畜連携助成					
対象作物	飼料作物、飼料用米、WCS用稲(いずれも基幹作)					
単 価	13,000円/10a以内					
課 題	<p>水田の高度利用による収益力向上および、堆肥の提供等による耕種農家のコスト低減のため、耕畜連携の取組をさらに推進していく必要がある。</p> <p>2019年度の目標達成度は88%と目標を下まわったが、その要因として、米価が上昇したことにより、農業者の経営判断から、飼料用米やWCS用稲の作付けが減少したことが考えられる。</p> <p>一方、畜産農家においては、国産飼料に対する需要が高いことから、耕種農家と畜産農家が結びついた飼料生産の取組は重要である。</p> <p>これらのことから、実情を踏まえて目標値を下方修正し2020年度の達成に向けて、引き続き取組を推進していく。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	取組面積	目標	—	604ha	566ha	550ha
		実績	595ha	503ha	497ha	—
内 容	飼料作物、飼料用米、WCS用稲を作付する水田において、耕畜連携(わら利用、資源循環)を実施し、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること(自家利用の場合を含む) <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること <p>3 助成対象作物(飼料作物、飼料用米、WCS用稲で、以下のいずれかの取組を行うこと)</p> <p>(1)わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)</p> <p>利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること。 ②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。 ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 <p>(2)資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)</p> <p>水田で生産された粗飼料作物等(粗飼料作物等の範囲は別紙のとおり)の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付した水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。)であること。 ④同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 ⑤堆肥の散布量が10a当たり2t又は4㎡以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあつては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 					

	<p>(注)自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。</p> <p>4 その他 耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別紙のとおり)を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。</p>
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 ・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 助成対象水田 ・水田台帳、営農計画書</p> <p>3 助成対象作物 ・面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5に基づき、営農計画書、現地確認により行う。 ・取組の確認は、作業日誌、利用供給協定書、自家利用計画、現地確認等により行う。</p>
成果等の確認方法	2020年12月末までに、支払対象面積の集計により確認する。
備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙)

○利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 わら利用(飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

2 資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)

- (1)取組の内容
- (2)供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)堆肥の散布時期及び量
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)刈取り時期
- (10)その他必要な事項

○粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、
青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、
オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、
スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、
リードカナリーグラス、パヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、
アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、
ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

上記の粗飼料作物等以外で地域農業再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く。)は、あらかじめ県と協議することとする。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県			整理番号	5
使途名	地域振興作物助成				
対象作物	野菜(具体的要件に定める品目)、花き(具体的要件に定める品目)、こんにゃく(いずれも基幹作)				
単 価	10,000円/10a以内(追加配分額の範囲内で単価を調整する)				
課 題	<p>本県は耕地に占める畑地の割合が高く、平坦地から高標高地帯までの耕地条件を活かして園芸作物等の生産量が多い。水田においても、園芸作物等の高収益作物を推進し、収益力向上を図っていく必要がある。</p> <p>2019年度の目標達成度は102%で目標を達成した。</p> <p>水田における高収益作物の取組をさらに推進するため、目標値の引き上げを行い、2020年度の新たな目標の達成に向けて引き続き取組を推進していく。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	取組面積	目標	—	611ha	666ha
		実績	608ha	637ha	677ha
内 容	水田における対象作物の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。				
具体的要件	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農 <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること <p>3 取組要件、助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目(下記のとおり)を作付け、販売すること。 ○野菜 (「野菜王国・ぐんま」推進計画(令和2年3月)における重点品目等) <ul style="list-style-type: none"> きゅうり、トマト、なす、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、ブロッコリー、えだまめ、ちんげんさい、パプリカ、ズッキーニ、にら、にがうり、たまねぎ、スイートコーン(未成熟とうもろこし)、さやいんげん、だいこん、ふき、うど、こまつな、すいか、やまといも、はくさい ○花き <ul style="list-style-type: none"> コギク、スプレーギク(群馬県花き振興計画(令和2年3月)) ○こんにゃく ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 通常の収量を確保し得る栽植密度と肥培管理等が行われていること。 				
取組の確認方法	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に基づき確認する。 <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書により確認する。 <p>3 取組要件、助成対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5に基づき、営農計画書、現地確認等により行う。 ・栽植密度及び肥培管理等については、現地確認等により行う。 				
成果等の確認方法	2020年12月末までに、支払対象面積の集計で確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県			整理番号	6	
使途名	加工用米、新市場開拓用米の生産性向上助成					
対象作物	加工用米、新市場開拓用米(いずれも基幹作)					
単 価	2,000円/10a以内(追加配分額の範囲内で単価を調整する)					
課 題	加工用米や新市場開拓用米の生産においては、品質・生産量に対する実需者の要望に対応するとともに、生産コストの低減を図り、収益力を向上する必要がある。 2019年度における目標達成度は99%とほぼ目標を達成した。引き続き、2020年度の目標達成に向けて、取組を推進していく。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	加工用米、新市場開拓用米の作付面積	目標	—	1,400ha	1,490ha	1,495ha
実績		1,390ha	1,483ha	1,487ha	—	
内 容	水田における加工用米または新市場開拓用米の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <p>①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること</p> <p>②需要者と出荷・販売契約を締結していること</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること</p> <p>3 取組要件</p> <p>①対象作物</p> <p>・加工用米は、需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙1に規定する加工用米であり、加工用米取組計画の認定を受けていること</p> <p>・新市場開拓用米は、要領別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり、新規需要米取組計画の認定を受けていること</p> <p>②要件(以下のすべての要件を満たすこと)</p> <p>・加工用米(基幹作)または新市場開拓用米(基幹作)を1ha以上生産していること</p> <p>・GAPの取組を行うこと</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者</p> <p>・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・営農計画書、水田台帳により確認する。</p> <p>3 取組要件</p> <p>①加工用米の確認は、加工用米取組計画書、加工用米の販売等に関する契約書、加工用米生産集出荷数量一覧表により行う。 新市場開拓用米の確認は、新規需要米取組計画書、新規需要米の販売等に関する契約書、新規需要米の適正出荷に関する誓約書、新規需要米生産集出荷数量一覧表により行う。</p> <p>②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。 GAPの取組の確認は、GAPチェックシートにより行う。</p>					
成果等の確認方法	2020年12月末までに、加工用米及び新規需要米の取組計画認定状況で確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県		整理番号	7		
使途名	飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産性向上助成					
対象作物	飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)(基幹作)					
単 価	5,000円/10a以内(追加配分額の範囲内で単価を調整する)					
課 題	畜産農家の国産飼料用とうもろこしに対する需要が増えているが、本県において飼料用とうもろこしの生産は少なく供給量が少ない状況にある。収益性向上と畜産農家の需要に対応するため、低コスト化を図りながら作付を拡大していく必要がある。 2019年度の目標達成度は96%と目標を下回ったが、その要因として、米価が上昇したことにより、農業者の経営判断から、飼料用とうもろこしの作付けが減少したことが考えられる。このため、実情を踏まえて目標値を下方修正し、2020年度の目標達成に向けて、引き続き取組を推進していく。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	飼料用とうもろこし の作付面積	目標	—	330ha	330ha	330ha
		実績	323ha	323ha	317ha	—
内 容	水田における飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農(自家利用の場合を含む) ②需要者と出荷・販売契約を締結していること ③以下の担い手であること <p>認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置づけられた中心経営体のいずれか</p> <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること <p>3 取組要件(次の全ての要件を満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家等の需要者との間で品質等の条件を含めた利用供給協定締結を行うこと、または、自家利用計画を策定すること ・飼料用とうもろこし(青刈り用、子実用)の生産において、50a以上の利用集積を行うこと 					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に基づき確認する。 ・担い手であることの確認は、農業経営改善計画、青年等就農計画、経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧(要綱様式第5号)、人・農地プラン等により行う。 <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、水田台帳により確認する。 <p>3 取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定または自家利用計画により確認する。 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。 					
成果等の 確認方法	当該年度に公表される農林水産統計で確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県			整理番号	8
用途名	複数年契約の取組(飼料用米、米粉用米)				
対象作物	飼料用米、米粉用米(いずれも基幹作)				
単 価	12,000円/10a				
課 題	飼料用米や米粉用米の生産において、実需者への安定的な供給を行うため、複数年契約による販売契約の拡大を進めていく必要がある。また、米の価格安定のためにも、飼料用米及び米粉用米への転換を進める必要がある。このため、新たな取組内容を設定し、2020年度の目標達成に向けて、取組を推進していく。				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	飼料用米及び米粉用米の複数年契約取組面積	目標	—	—	—
		実績	—	—	—
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、水田における飼料用米または米粉用米の生産で、以下の要件を満たす取組に対して助成する				
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <p>①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置づけられた者に限る)</p> <p>②需要者又は需要者団体と複数年(3年以上)の出荷・販売契約を締結していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者又は生産者団体と需要者又は需要者団体との契約であること ・販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること ・複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること <p>③飼料用米の自家利用を行う者についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする</p> <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること <p>3 取組要件(以下をすべて満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること ・飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと 				
取組の確認方法	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 <p>2 助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳、営農計画書により確認する。 <p>3 取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米取組計画書、生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等農業者一覧、複数年契約に係る販売契約書類 等) ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類(作業日誌、資材等購入伝票等) ・(飼料用米の自家利用を行う者)新規需要米自家加工販売計画書 ・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。 				
成果等の確認方法	2020年12月末までに、支払対象面積の集計で確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙)

○飼料用米の生産性向上のための課題に対する取組

- (1) 密播、粗植栽培等の取組による移植苗箱数の削減
- (2) 堆肥等の利用による肥料費の削減
- (3) ICT、スマート農業技術の利用による省力化・コスト低減
- (4) 適切な施肥管理による収量向上(地域の農協及び指導機関の指導水準を参考とする)
 - ① 品種別適正基肥量の確保
 - 又は
 - ② 追肥の実施
- (5) 立毛乾燥による乾燥・調製費削減

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県			整理番号	9	
用途名	そば、なたねの作付けの取組					
対象作物	そば、なたね(いずれも基幹作)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	水田における主食用米以外の作物の生産振興として、そば・なたねの取組を推進していく必要がある。2019年度の目標達成度は110%と目標を達成し、2020年度の目標も達成した。このため、目標をさらに引き上げ、2020年度の新たな目標達成に向けて、引き続き取組を推進していく。					
目 標	取組面積	目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		実績	—	18.5ha	19ha	21.5ha
			18ha	18.8ha	21ha	—
内 容	水田におけるそばまたはなたねの生産において、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <p>①販売等を目的として対象作物を生産・耕作する販売農家・集落営農</p> <p>②需要者と出荷・販売契約を締結していること(なたねの場合は、農協等と需要者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること)</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること</p> <p>3 取組要件</p> <p>・助成対象水田において、販売等を目的として、そばまたはなたねの生産を行うこと</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者</p> <p>・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じる。</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・営農計画書、水田台帳により確認する。</p> <p>3 取組要件</p> <p>・取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき、営農計画書や現地確認により行う。</p>					
成果等の 確認方法	2020年12月末までに、支払対象面積の集計により確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	群馬県	整理番号	10			
用途名	新市場開拓用米の作付けの取組					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作のみ)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>主食用米の国内需要の減少が課題となっているため、内外のコメの新市場の開拓を図る米穀の作付に取り組む必要がある。</p> <p>2019年度の目標達成度は175%と目標を大きく上回り、2020年度目標も達成した。輸出用米等の動向を注視し、需要に応じた生産の推進を図り、引き続き取組を推進していく。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	新市場開拓用米 の作付面積	目 標	—	5ha	8ha	14ha
		実 績	0ha	3ha	14ha	—
内 容	水田において内外のコメの新市場開拓を図る米穀を作付け、以下の要件を満たす取組に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者(以下をすべて満たすこと)</p> <p>①販売等を目的として対象作物を生産・耕作していること</p> <p>②需要者と出荷・販売契約を締結していること</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・経営所得安定対策等実施要綱(以後、要綱)別紙1に定める交付対象水田であること</p> <p>3 取組要件</p> <p>・需要に応じた米の生産・販売に関する要領(以後、要領)別紙2の第2に規定する新市場開拓用米であり新規需要米取組計画の認定を受けていること</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者</p> <p>・要綱Ⅳの第2の3及び要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に基づき確認する。</p> <p>2 助成対象水田</p> <p>・営農計画書、水田台帳により確認する。</p> <p>3 取組要件</p> <p>①新市場開拓用米の確認は、新規需要米取組計画書、新規需要米の販売等に関する契約書、新規需要米の適正出荷に関する誓約書、新規需要米生産集出荷数量一覧表により行う。</p> <p>②取組面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に基づき行う。</p>					
成果等の 確認方法	2020年12月末までに、支払対象面積の集計で確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

令和2年度 産地交付金の活用方法(取組内容)

令和2年6月

計画単価の単位: 円/10a以内

取組番号	取組内容	基幹	二毛	担い手	R1		R2	主な要件等
					計画単価 (H31.4)	確定単価 (R2.2)	計画単価	
1	麦の品質向上助成	○	○	○※1	1,700	6,249	1,700 (上限10,000) ※2	令和元年度の要件(担い手、4ha以上、GAP、赤かび病防除、排水対策・追肥等)のうち、担い手要件の変更
2	大豆の品質向上助成	○		○※1	5,000	4,521	5,000	令和元年度の要件(担い手、2ha以上、GAP)のうち、担い手要件の変更
3	二毛作助成		○		15,000	13,564	15,000	令和元年度の要件と同様 対象作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、なたね)
4	耕畜連携助成	○			13,000	11,755	13,000	令和元年度と同様 要件(飼料用米のわら利用、飼料作物・WCS用稲の資源循環)
5	地域振興作物助成	○			10,000	9,740	10,000 ※3	令和元年度の要件と同様 対象品目(『『野菜王国・ぐんま』推進計画』に掲げる重点8品目等、コギク、スプレーギク、こんにゃく)
6	加工用米・新市場開拓用米の生産性向上助成	○			2,000	1,947	2,000 ※3	令和元年度の要件と同様 (基幹作で1ha以上、GAP)
7	飼料用とうもろこしの生産性向上助成	○		○※1	5,000	4,869	5,000 ※3	令和元年度の要件(担い手、利用供給協定等の締結、50a以上)のうち、担い手要件の変更
8	複数年契約の取組(飼料用米、米粉用米)	○			—	—	12,000	経営所得安定対策等実施要綱の規定のとおり
9	そば、なたねの取組(基幹作)	○			20,000	20,000	20,000	
10	新市場開拓用米の取組	○			20,000	20,000	20,000	

※1 担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織及び人・農地プランに位置づけられた中心経営体に限る

※2 転換作物拡大加算及び留保分の解除を受けた場合、配分額に応じて取組番号1に対して充当する
ただし、10,000円/10aを上限とする

※3 高収益作物等拡大加算の追加配分を受けた場合、取組番号5～7に充当する

※4 実績が配分枠を超過した場合、取組番号1～7に対して、一律、単価の減額調整を行う